

奈良県告示第二百号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合の特定計量器を除く。以下同じ。）の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十八年九月九日

奈良県知事 荒井正吾

区分		区域		月日（曜日）			時間		場所	
運搬が困難な はかり		橿原市		十一月十五日 （火）	午前九時から 午後三時まで	運搬が困難なはかりの所 在場所				
運搬が困難な はかり以外の 特定計量器		橿原市		十一月十六日 （水）	午後三時から 午後一時から 午後三時まで	橿原市役所（橿原市八木 町一丁目五一〇番地）				
				十一月十七日 （木）	午前十時から 正午まで	奈良県農業協同組合真菅 支店（橿原市曾我町八一 五）				
				十一月十日 （木）	午前十時から 正午まで	橿原市水道局（橿原市小 房町九番地の二三）				

		(金)		十一月十一日
		(月)		十一月十四日
時まで		午前十時から 正午まで		午後一時三十 分から午後三 時まで
時まで		午後一時三十 分から午後三 時まで		午前十時から 正午まで
市雲梯町一七〇の二)		奈良県農業協同組合橿原 営農経済センター(橿原 市雲梯町一七〇の二)		ふれあいセンターふじわ ら(橿原市飛驒町九四番 地の二)
		リサイクル館かしはら(橿原市東竹田町一番地の 一)		畝傍地区公民館(橿原市 見瀬町二〇二番地の一)

備考

表に定める検査期日及び検査場所において定期検査を受けなかった特定計量器の検査は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日並びに十二月二十九日から翌年の一月三日までの日を除く日の午前九時三十分から午後四時までの間に奈良県産業振興総合センター(奈良市柏木町一二九番地一)において行う。